

京都府けいはんなベンチャーセンター「インキュベート・ルーム」 ～使用(入居)希望者募集要領～

京都府では、飛躍的な成長の可能性を秘めているベンチャー企業の皆さんを支援するため、平成12年6月より、「新産業創出都市」をめざす関西文化学術研究都市・けいはんなプラザにおいて、新産業創出・ベンチャー育成の拠点となるインキュベート・ルームを開設しています。
現在、インキュベート・ルームの使用(入居)者を募集しています。

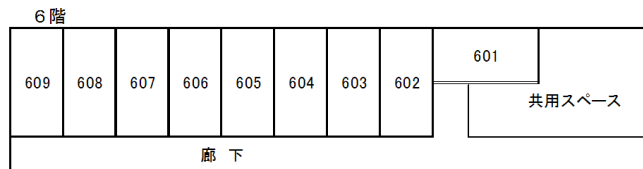
1 募集の概要

募集区画	けいはんなプラザのWEBサイトで最新の空室状況を確認して下さい。
募集期間	入居申込書の提出をいつでも受付いたします。
入居審査	原則として隔月に審査を行います。 審査は「書類審査(第1次審査)」と「事業計画等説明(第2次審査)」になります。
入居開始	原則として入居審査実施月の翌月1日より入居可能です。

2 インキュベート・ルームの概要

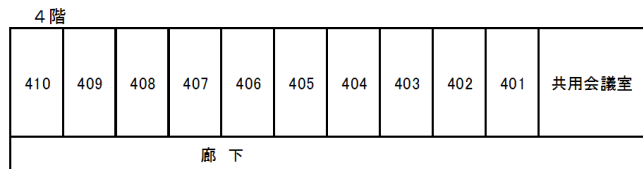
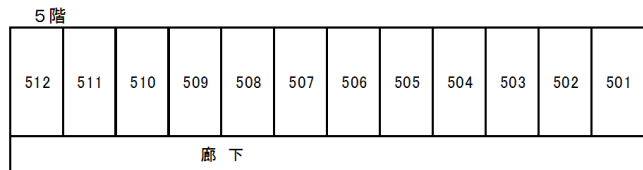
(1) 所在地

京都府相楽郡精華町光台1-7
けいはんなプラザ ラボ棟4階～6階



(2) 面積及び区画

4階 401号室～410号室 約37㎡
(間口 約3.2m×奥行 約11.5m)
5階 501号室～512号室 約37㎡
(間口 約3.7m×奥行 約10.0m)
6階 601号室～609号室 約32㎡
(間口 約3.2m×奥行 約10.0m)
※601号室のみ間口約6.4m×奥行約5m



(3) ルーム仕様

階高	4.45m(天井高2.7m)
床荷重	4,5階:500kg/㎡ 6階:400kg/㎡
照明	蛍光灯:500ルクス程度
電源	標準容量:2KW 単相100V、コンセント 床面5ヶ所・壁面1ヶ所
L A N 受口	1ヶ所(常時接続インターネット光回線、ADSL不可)
電話線受	2ヶ所
空調	集中管理
施錠	各室はシリンダー錠で施錠(24時間使用可能) エレベータホールへの出入口は、土日祝日を除く9時～17時30分は開放 これらの時間外はカードキーにより入室管理
付帯設備	各区画内の備え付け設備等はなし ※一部の区画は入居者負担により、給排水設備等を設置することが可能
共用設備	会議室1室、応接1カ所、コピー機1台

3 使用（入居）者の要件

- 創業をめざす方
- 学生ベンチャーをめざす方
- 創業後間もない方
- 創造的な事業活動を行う方
- 経営の革新・新事業の開拓を行う方等

上記のいずれかに該当し（個人又は法人、任意グループ等を問いません）、かつ、次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項並びに第4項第1号及び第2号に規定する創業者等（1ヶ月以内に創業する計画をもつ方及び2ヶ月以内に法人を設立する予定をもつ方、創業後5年以内の方など）
- ② 京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）第7条第1項に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた方又は独自の技術・ノウハウ等を生かして新技術・新製品等の開発をめざす方（京都府中小企業応援条例の一部を改正する条例（平成24年京都府条例第12号）による改正前の京都府中小企業応援条例（平成19年京都府条例第13号）第6条第1項の規定による認定を受けた方は、京都府中小企業応援条例第7条第1項に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた方とみなします）
- ③ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項に基づく経営革新計画の承認を受けた方若しくは承認を受ける予定の方又は自らの強みを生かした新たな商品・販売方法等の開発などにより経営の革新をめざす方（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第58号）による改正前の中小企業新事業活動促進法第9条第1項の規定により承認を受けた方は、中小企業等経営強化法第8条第1項の規定により承認を受けた方とみなします）
- ④ ①から③に掲げる者に準じる者として認められる方

※なお、現在の住所又は所在地が京都府外である場合や法に基づく計画承認等を京都府知事以外の知事から受けておられる方も対象となります。

（注意事項）

- ① 本施設に入居したことのある方は、原則使用（入居）者の対象となりません。ただし、入居期間が合計で3年未満の方は、3年に達するまでの期間に限り使用（入居）の対象となります。
- ② 同一の研究開発テーマで府の公的な資金援助（コンソーシアムなどによる資金支援を含む）を受けたことのある方は、入居に係る費用との重複は認められません。

4 使用（入居）対象とする事業活動

○主として新技術・新商品・新サービス等の研究開発若しくは試作又はこれに準じる事業活動を行うもの。

※単に、製品生産等生産活動の場、展示・販売等営業活動の場及び総務・経理・人事等事業活動の管理の場として活用するものは対象となりません。

○実験等を伴う研究開発等の事業活動については、次の要件を満たす必要があります。

- ① 排水は、給排水設備を設置し、関係法令等の排出基準を満たすもの（6階使用区画は、水が使用出来ません）
- ② 廃液、一部の研究排水、その他産業廃棄物は、関係法令に基づき専門処理業者に委託し、適正な処理がなされるもの（6階使用区画は、水が使用出来ません）
- ③ 排ガスは、排ガス処理設備を設置し、関係法令の排出基準を満たすもの
- ④ 騒音については、十分な対策を講じ、廊下・隣室に漏れない程度にあるもの
- ⑤ 外部に電波障害を及ぼす恐れのないもの

※申請時に提出いただく「研究計画書」に基づき、けいはんなプラザ環境審査委員会の審査及び必要に応じて地元自治体との事前調整等がクリアできる見通しを判断します。

○次に掲げる事業活動については活用ができません。

- | |
|--|
| ① 外部に振動・悪臭を及ぼすもの |
| ② 500kg/m ² （6階は400kg/m ² ）を超える重量の設備・機械等を用いるもの |
| ③ その他の使用者の事業活動に支障を生じさせる恐れのあるもの |

※当初申請と異なり、こうした事業活動を行われた場合、退去いただくこともあります。

5 使用（入居）条件

(1) 使用（入居）期間

○原則 **12ヶ月以上36ヶ月間以内**とします。

○使用（入居）期間内の全日、24時間にわたり使用することが可能です。

(2) 使用負担金（共益費の一部に充当、月額、単位：円）

区分	4、5階		6階	
	一般	学生特例	一般	学生特例
1年目	18,000	10,000	15,000	9,000
2年目	36,000	20,000	30,000	18,000
3年目	54,000	30,000	45,000	27,000

(注) ①入居日が属する月から12ヶ月間を1年目とします。

②学生特例は、使用者の代表者が学生である場合に適用します。それ以外の方は、一般の使用負担金を適用します。

③使用開始のあった月又は使用が終了した月の日数が1ヶ月に満たない場合でも、その月1ヶ月間の使用があったものとみなし、使用負担金の日割り計算は行いません。

④消費税は別途徴収します。

(3) 敷金・礼金・保証料

○徴収しません。

(4) その他の使用（入居）者負担

区分	負担金	備考
空調費・共用の照明費用	・1年目 3,356円/月・区画(定額) ・2年目 5,596円/月・区画(定額) ・3年目 7,833円/月・区画(定額)	
電気料	区画内使用料の実費負担	共用の照明費を除きます
水道料・ガス料・給湯料	各室個別メータにより実費負担	設備設置者のみ
通話料	・電話回線使用料の実費負担 ・(2,000円+800円+通話料)/回線・月 ・電話機は使用者の持ち込みとします。	2回線目以降別途
インターネット接続サービス料 (希望する場合)	5,000円/月・ホスト	・付加サービス別途 ・商用利用可
駐車場使用料(希望する場合)	4,000円/月・台から	
共用会議室等使用料	なし	先着予約順
共用コピー機使用料	カウンター使用等による実費負担	
カード等のキー	カードキー・シリンダ錠各3は無償配付	4以上は実費負担
区画内の設備・機器等	・必要な設備・機器等は入居者において準備して下さい。 ・簡易な間仕切りの設置などを除く、区画内の改造工事は原則として不可とします。	給排水設備や排ガス処理設備の設置に当たっては、事前協議と承認が必要となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備や排ガス処理設備が必要な場合の費用は一部入居者負担とします。 ・標準容量(2kw)を超える電源が必要な場合、増設工事に必要な費用は入居者負担とします。 	
使用終了時の原状回復	原状回復(通常の清掃を含む)に必要な費用が生じた場合は、全て使用者負担とします。	

(注) ①1年目とは、使用貸借契約締結の日が属する月から12ヶ月間をいいます。2年目とは次の12ヶ月間を、3年目とはその次の12ヶ月間をいいます。

②定額負担金の場合、使用の開始又は使用の終了があった月の日数が1ヶ月に満たない場合でも、その月1ヶ月の使用があったものとみなし、使用料の日割り計算は行いません。(インターネット接続サービス料を除く。)

③消費税は別途徴収します。

6 使用(入居)者に対する支援

京都府、(公財)京都産業21、(株)けいはんな、(公財)関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センターが連携し、使用(入居)者の事業化等を支援します。

(1) 経営・技術各面から事業計画をサポートします。

○経営・技術の各種専門家を使用(入居)者の希望に応じて派遣します。

○経営・技術その他に関する講習会・交流会などを開催します。

(2) 関西文化学術研究都市の研究機関との連携の途を拓きます。

7 使用(入居)の申込

(1) 申込方法

○インキュベート・ルームの使用を希望される方は、所定の「使用(入居)申請書」を提出して下さい。提出書類や事業計画等説明などに基づき審査を行い、使用者(入居者)を決定します。

○申込書類は随時受付を行っています。入居審査等詳細につきましては、(株)けいはんなにお問い合わせください。

(2) 提出書類

①使用(入居)申請書(別記様式)	
②添付書類	法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票など住所の確認できる資料、学生にあっては在学証明書
	既に事業を営んでいる法人の場合は、直近2期分の決算書、個人事業者の場合は直近2期分の確定申告書の写し
	京都府応援条例等の認定等を受けている場合は認定書等の写し
	中小企業等経営強化法の計画承認等を受けている場合は承認書等の写し
	事業のパンフレット、企業概要書等

(3) お問い合わせ・申請書提出先

組織名	お問い合わせ・申込書提出先	
株式会社 けいはんな 営業部	〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-7	
	電話:0774-95-5117	FAX:0774-98-2205
	e-mail labo@ml.keihanna-plaza.co.jp	
京都府商工労働観光部 ものづくり振興課 特区・イノベーション推進担当	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入	
	電話:075-414-4849	FAX:075-414-4842
	e-mail monozukuri@pref.kyoto.lg.jp	

公益財団法人京都産業21 イノベーション推進部 産学公住連携グループ	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134	
	電話:075-315-9425	FAX:075-314-4720
	e-mail sangaku@ki21.jp	
公益財団法人京都産業21 けいはんな支所	〒619-0225 京都府木津川市木津川台9丁目6番地 京都府相楽郡精華町精華台7丁目5番地1	
	電話:0774-95-2220	FAX:0774-66-7546
	e-mail kick@ki21.jp	
公益財団法人関西文化学術研究都市 推進機構 新産業創出交流センター	〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台1-7 けいはんなプラザ・ラボ棟3F	
	電話:0774-98-2230	FAX:0774-98-2202
	e-mail venture@keihanna.biz	
京都府けいはんなプラザWEBサイト (京都府けいはんなベンチャーセンター)	http://www.keihanna-plaza.co.jp/incubator/	

8 使用（入居）審査

○入居審査は「書類選考（第1次審査）」と「事業計画等説明（第2次審査）」により行います。
「事業計画等説明（第2次審査）」は、外部有識者等で構成する京都府けいはんなベンチャーセンターインキュベートルーム入居審査部会で行います。意見聴取結果を参考に、(株)けいはんなが入居の可否を決定します。

なお、第2次審査の日時等は、別途お知らせします。

○以下の指針を基準として審査します。

審査の指針	
【必須項目】	(ア) 経営方針が明確で、経営者の意欲、事業遂行能力が高いと認められること (イ) 製品・技術等の水準、市場性が高いと認められること (ウ) 資金使途・資金調達計画の妥当性・実効性が高いと認められること (エ) 京都府内での定着見込み、京都経済・関西経済への貢献が期待されると認められること
【優先項目】	(オ) 関西文化学術研究都市に立地する必要性が高いと認められること ○ 関西文化学術研究都市の大学・研究機関、関係機関等と共同研究、研究交流、施設利用その他の連携活動を行っているか又はその具体的な計画をもつ方が、その連携活動の場としてインキュベート・ルームを活用するもの (カ) 政策的な支援の必要性が高いと認められること ○ 創業の場などとして、京都府内又はインキュベート・ルームに本社登記を行う予定のもの ○ 創業者(創業後5年以内の方を含む)であって、現に事業活動の場の確保に困難をきたしている方が、研究開発等の場としてインキュベート・ルームを活用するもの ○ 京都府中小企業応援条例第7条第1項に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた方が、当該研究開発等の場としてインキュベート・ルームを活用するもの(京都府中小企業応援条例の一部を改正する条例(平成24年京都府条例第12号)による改正前の京都府中小企業応援条例(平成19年京都府条例第13号)第6条第1項の規定による認定を受けた方は、京都府中小企業応援条例第7条第1項に基づく研究開発等事業計画の認定を受けた方とみなす) ○ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第8条第1項に基づく経営革新計画の承認を受けた方が、計画に基づく新たな商品・販売方法等の開発の場としてインキュベート・ルームを活用するもの(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)による改正前の中小企業新事業活動促進法第9条第1項の規定により承認を受けた方は、中小

	企業等経営強化法第8条第1項の規定により承認を受けた方とみなします) ○ 成長分野(ICT、健康医療、アグリバイオ、カルチャー&コンテンツ、環境・エコエネルギー、試作等)への進出を目指す方が、新たな商品・販売方法等の開発の場としてインキュベート・ルームを活用するもの
--	--

○審査の結果は、申込翌月（審査実施月）の下旬に各申込者に通知します。

9 その他

(1) 使用貸借契約等の締結

○使用者は、使用貸借契約を(株)けいはんなと締結することとなります。

(2) インキュベート・ルームの管理運営等

○インキュベート・ルームの管理運営は(株)けいはんなが行います。

○使用負担金やその他負担金については、別途指定するところへお支払いいただきます。

○インキュベート・ルームの日常的な運用等に関するご意見・ご要望、ソフト支援に関するご相談・申込などにつきましては、(株)けいはんなにお願いいたします。

(3) その他

○この要領に定めのない事項については、(1)で締結する使用貸借契約等のほか、けいはんなプラザ利用規則、インキュベート・ルーム利用規則等によることとなります。

○事業の進捗状況及び成果の確認、今後の必要な支援策等の検討のため、本施設卒業後3年間、事業報告書及び決算書の提出をお願いすることがあります。